

# ヨウ素剤配布は5キロ？30キロ？ 小泉氏の「お墨付き」に困惑

イチオシ

日野行介 社会 | 速報

毎日新聞 | 2021/10/3 07:00 (最終更新 10/3 07:00)

有料記事 3881文字



小泉進次郎・原子力防災担当相＝首相官邸で2021年9月7日午前10時40分、竹内幹撮影

原発事故時に甲状腺被ばくを防ぐ医薬品「安定ヨウ素剤」を、事前の備えとしてどのエリアの住民に配るのが定まっていない。国の指針は原則5キロ圏に限っているが、4日の新内閣発足で退任が見込まれる小泉進次郎・原子力防災担当相が2020年2月、5～30キロ圏にも配る方針を打ち出した。しかしその後、5～30キロ圏の配布に手を挙げたのは新潟県だけ。多くの自治体は及び腰で、困惑は広がるばかりだ。背景に何があるのか。【日野行介/デジタル報道センター】

## 指針「5～30キロ圏は事故後に配布」

まずはヨウ素剤についておさらいしたい。



原発から5キロ圏内の住民に配られている安定ヨウ素剤＝福井県庁で2017年7月10日午後4時0分、岸川弘明撮影

原発事故で放出される放射性ヨウ素を吸い込むと、首の下にある甲状腺にたまり、内部被ばくでがんを引き起こす恐れがある。ヨウ素剤を直前に服用するとがんを防ぐ効果があるとされる。だが東京電力福島第1原発事故では、国と福島県が適切なタイミングで服用を指示しなかったうえ、情報も混乱。住民への配布・服用に至った自治体は一部にとどまった。

福島事故後に発足した原子力規制委員会は「原子力災害対策指針」に基づき、ヨウ素剤配布・服用のガイドライン (<https://www.nsr.go.jp/data/000024657.pdf>) を定めた。それによると、配布の対象はヨウ素剤の効果があるとされる原則40歳未満の住民だ。5キロ圏では、事故の備えとして

あらかじめ配っておく（事前配布）。一方で5～30キロ圏ではヨウ素剤は備蓄しておき、実際に事故が起きて放射線量が上がり避難が必要と判断された場合に、避難の途中で配る（緊急時配布）とした。

なぜ5キロ圏と5～30キロ圏で対応が異なるのか。指針では、5キロ圏の住民は事故の兆候があった時点で即時避難させるのに対し、5～30キロ圏の住民は「屋内退避」で被ばくを防ぐのが原則だからだ。



九州電力川内原発から30キロ圏内にある屋内退避施設を見学する住民＝鹿児島県薩摩川内市で2014年6月6日、宝満志郎撮影

福島事故では原発から逃げる住民らで渋滞が発生。病院や介護施設では避難が原因で死亡するケースも相次ぎ、規制委は「5～30キロ圏の住民を一斉に避難させるのはかえってリスクが高まる」と判断した。ガイドラインによると「ヨウ素剤には確率が極めて低いものの副作用のリスクがあり、適切なタイミングで服用しないとかえって有害性が高まる恐れもある」とされる。規制委はこうした事情から、避難とヨウ素剤の配布・服用を「セット」にしたのだ。

ただ、指針には5～30キロ圏での事前配布を認める例外規定がある。「5キロ圏と同様に即時避難する可能性のある地域」や「避難の際に受け取るのが困難とされる地域等」などだ。例えば、離島の住民や、原発のある半島の先端に住んでおり5キロ圏を通らないと逃げられない住民などが、この対象になる。

ところが島根県は16年度から、妊婦や障害者、その家族などの希望者を対象に、5～30キロ圏での事前配布を始めた。例外規定にある「地域等」の「等」は、そのまま読めば「地域」のことだが、これを「人」にも適用するように拡大解釈したのだ。その後、鳥取、佐賀、福岡、鹿児島の4県も続いた。島根県によると、県がこれまでに配布を断ったケースはなく、実質的に希望者全員に配布しているという。

### 小泉氏「お墨付き」も…

こうした5～30キロ圏での事前配布は、あくまで「抜け道」のように行われてきた。それに政府として「お墨付き」を出したのが、小泉氏である。

19年9月に安倍晋三内閣で原子力防災担当相に就任した小泉氏。関係者によると、就任当初から「なぜ5～30キロ圏ではヨウ素剤の事前配布ができないのか」と疑問を漏らしていた。就任か



中国電力島根原発では、30キロ圏の住民にヨウ素剤が事前配布されている＝松江市で2021年9月11日、本社ヘリから加古信志撮影

ら1カ月後に、5～30キロ圏での事前配布をした島根、鳥取の両県を訪問し、「こんな方法があるなら進めよう」と検討を指示したという。

小泉氏は20年2月4日の定例記者会見で、5～30キロ圏における事前配布の推進を表明した。内閣府が前日に出した事務連絡（通知）には「緊急配布による受け取りの負担を考慮すると、事前配布によって避難等が一層円滑になると想定される5～30キロ圏内住民への事前配布が実施可能」と記載。これにより、指針で明記していない人的要件を補足し、「抜け道」ではなく

する狙いがあった。

この会見で小泉氏は「ヨウ素剤は十分な効果が得られるタイミングでの服用が重要だが、福島の大規模災害（原発事故）を思い返すと、果たしてここというタイミングで飲んでもらえるような提供体制が整っているのか問題意識を持っていた」と述べ、緊急時配布の実効性に疑問を投げかけた。

これに対して、指針を定めた側の更田（ふけた）豊志・原子力規制委員長は翌日、「（小泉）大臣の要望、発言は、指針の枠の中のもので、緊急時配布というやり方も否定されるものではない。規制委として何か議論するというものではない」と述べ、指針やガイドラインを見直す考えがないことを強調した。

すると、小泉氏は7日の定例記者会見でこの問題を再び取り上げ、「緊急時配布を否定しているわけではなく、5～30キロ圏全住民への事前配布を求めるものではない」と一転してトーンダウンした。

小泉氏の「お墨付き」を受けた内閣府は20年3月、事前配布を進める意向を関係19道府県に文書で照会し、道府県担当者へのヒアリングも行った。しかし、それから1年半が過ぎた21年9月22日ようやく、新潟県が5～30キロ圏における事前配布をすると発表したものの、多くの道府県に「お墨付き」を歓迎する様子はない。いったいなぜなのか。

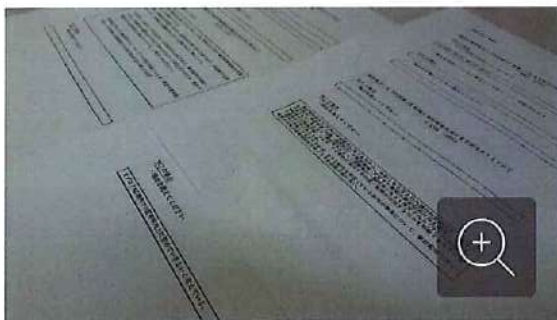
毎日新聞は21年8月、情報公開請求で内閣府の照会に対する19道府県の回答文書を入手した。それによると、進める意向があると回答したのは、新潟と福井の2県だけだった。



更田豊志・原子力規制委員長＝東京都港区で2021年2月19日、内藤絵美撮影

福井県によると、5～30キロ圏内の複数市町が事前配布を希望しているものの、市町によって想定する対象に差があり、その調整に時間がかかっているという。同県の担当者は取材に「希望者だけに配布するのではなく、無条件での配布を求める自治体もある。まだ公表できる段階ではない」と答えた。

宮城、茨城、静岡、愛媛の4県はいずれも、事前配布を希望している市町があるにもかかわらず、「現段階で進める予定はない」と回答している。回答文書ではその理由について、宮城、茨城の両県は「5キロ圏での配布率を上げたいから」、愛媛県は「（希望する市から配布対象を限定する形での）具体的な相談がないから」としている。



5～30キロ圏での事前配布に慎重な意見が書かれた道府県の回答

静岡県は「事前配布できる住民・地域の基準が不明だ。個別の判断になるなら、どこが配布の対象になるのか示してほしい」と回答している。同県の担当者は取材に「事務連絡の記載だけでは不十分なので、具体的な基準を示すよう（国に）求めたが、何も進んでいない」と答えた。

### 専門家「指針の改定も求めるべきだ」

そもそも福島事故では放射性物質が5キロ圏外にまで拡散したのに、緊急時配布が十分にできなかった。こうした経験を基に、5～30キロ圏でも事前配布を求める声は以前から上がっていた。

新潟県の泉田裕彦知事（当時）は15年2月、5～30キロ圏内で事前配布するため指針を見直すよう規制委に要望書を提出した。全国知事会も同年7月、地方自治体の判断を尊重するよう国に求めている。他にも、日本医師会総合政策研究機構が14年9月、「被災住民がすぐにヨウ素剤の服用を含めて避難行動に移れるようにすべき」だとして、5キロ圏の外でも事前配布すべきだと指摘している。しかし規制委は19年7月に配布・服用のガイドラインを改定した際も、「地域等」などとする前出の例外規定は変更しなかった。



福島第1原発の避難指示圏から続々と訪れる避難住民のスクリーニング検査＝福島県二本松市の県男女共生センターで2011年3月13日午後5時57分、太田誠一撮影

事前配布を希望している市町村の担当者は「本当に緊急時に配布できるのか不安なので事前に配布したい。でも、『あなたはOK』『あなたはダメ』と住民を線引きするのは現実的に難しい。ガイドライン改定の時に期待したけどダメだったので、今回（小泉氏の表明）は最初からダメだと諦めていた。この問題は出口が見えない」と、ため息をつく。

5～30キロ圏での事前配布が広がらない背景には、避難計画との整合性がある。この圏内の住民が「屋内退避」を守らず、ヨウ素剤を服用して自主避難すれば、交通渋滞が悪化し全体の避難時間が延びる、との懸念だ。

原発避難に詳しい広瀬弘忠・東京女子大学名誉教授（災害リスク学）は「事故が起きればすぐに避難をするのは当然で、5～30キロ圏で事前配布しないことで自主避難を抑えるという発想は非人道的だ。そうしなければ避難計画が成り立たないというのなら原発を再稼働すべきではない」と前置きしたうえで、小泉氏の「お墨付き」について「本当に5～30キロ圏での事前配布が必要と考えているなら、原子力防災担当相として指針の改定も求めていくべきだった。例外規定を使った『抜け道』を自治体に勧めるだけでは、無責任な政治的パフォーマンスに過ぎない」と指摘した。

記者は9月21日の記者会見で、「なぜ指針の改定を求めなかったのか」と質問した。小泉氏はそれには直接答えず、「私は中央政府がガチガチに決めて、その通りにやらなければいけないという行政を志向するタイプではない。事前配布をやりたいという自治体があれば、国が一律でダメだということではなく、できるようにする対応がいいんじゃないかと思った」と述べ、「お墨付き」の意義を強調した。

新政権の発足で、小泉氏は近く原子力防災担当相を退任するとみられる。ヨウ素剤を事前配布するのは5キロ圏までなのか、それとも30キロ圏なのか、その答えは示されないままだ。